

GNH 研究所会則

- 1、本会の名称を GNH 研究所とする。
- 2、本研究所は、ブータン発の GNH 哲学を研究するとともに、その成果と応用方法を広く社会に発信し、実践の手助けをするために活動する。
- 3、本会は、思想・信条にとらわれず「寛容」の精神で運営される。
- 4、会員の年会費は無料もしくは任意とする。研究員は年額 2,000 円以上の維持会費を研究所に納入する。
- 5、会員はそれぞれの自由意志で、創意工夫し、自由な方法で GNH 研究所に対して支援活動を行なう。またその内容に関しては予め研究所代表幹事の承認を有する。
- 6、会員は年に数回発行される「研究所ニュースレター」を受信する権利を有する。また GNH 研究所のホームページ上の会員専用ページにおいて他の会員、研究員との交流を図る権利を有する。
- 7、言動・品行において著しく当会の名誉を傷つけた会員・研究員に対して、研究所代表幹事が除名権限を有する。
- 8、会員は「研究所ニュースレター」にコラム、研究レポート、写真等を投稿する権利を有する。掲載の可否は研究員の審議によるものとし、最終決定権は代表幹事が有する。
- 9、毎年 1 回会員総会を開き、会計報告および会の運営について審議する機会を設ける。
- 10、本会の事務局を〒102-0076 東京都千代田区五番町 12 番 6 五番町マンション 5F GNH 研究所 におく。
- 11、会員はまたその業績と本人の希望により、研究員になる事が可能である。その申請は代表幹事に対して行い、その決定は研究員の過半数の賛成によるものとする。
- 12、本会の代表幹事は年度の総会により選出されるものとする。
本会は 2005 年 3 月 17 日に設立され、2007 年 5 月 1 日以降、本会則を適用するものとする。